

「令和5年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する意見・情報の  
募集結果について

1. 実施期間 令和5年2月8日～令和5年3月9日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 3通

4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報*	食品安全委員会の回答
1	<p>1. リスクコミュニケーション・情報発信の促進は（本年度は削除されているものの）全項目重点事項に格上げ頂きたい。新型コロナウイルスでデマが拡がった事象を鑑みると、重点事項として取り組むに相応しいからである。検討願う。関連して少し後の「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発の項では、＜偏った情報に左右されず、＞の文言を文頭に置くべきである。</p>	<p>重点事項欄は、この部分に記載する内容が以降の各論本文中にも登場することから、重複記載をなくし、読みやすくする観点から、リスクコミュニケーション部分だけではなく、全体として削除しました。これは体裁上の削除で、リスクコミュニケーションの重要性が下がったということではありません。食品安全委員会がリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行っていくことはこれまでと変わりません。</p> <p>「偏った情報に左右されず、」については、第6の2の柱書「食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進」にその趣旨が含まれると考えています。</p>
	<p>2. SNS等の項目におけるフォロー（してほしい）アカウント名は、フェイクアカウントの観点から冗長であったとしても、委員会と略さず、正確を期すべきである。アカウント</p>	<p>ご指摘いただきました点を踏まえ、「令和5年度食品安全委員会運営計画（案）第6、1、(2)、①Facebook」の冒頭部分の「委員会」の記載を、</p>

	<p>名に限っては旧の文言が適切に表現しており、改悪と言える。</p>	<p>「委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」」に変更させていただきます。</p>
<p>2</p>	<p>1. 評価ガイドラインの見直しを着実に進めてください。2023年度予定している遺伝子組換え食品等の調査審議を引き続き実施してください。また、整備されていない分野の健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。</p> <p><b>【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドライン等の策定等】</b>  <b>に関して</b></p> <p>リスク評価実施にあたり、評価ガイドラインは重要です。当会は運営計画の「遺伝子組換え食品の安全性評価基準」の改正に向けた調査審議および改正後の評価を行うための「技術的文書」の検討について前向きに評価します。世界の遺伝子組換え農作物の栽培面積は、年々増加しており、消費者は関心を持っています。消費者の安全・安心な食生活を守るため、引き続き進めてください。</p> <p>2. 過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。リスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的な再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してください。</p>	<p>昨年10月以降、遺伝子組換え食品等専門調査会において、新たな解析技術として次世代シーケンサーによる解析の記載などについてご議論頂くとともに、安全性評価基準の評価項目について重複の解消や用語の整理について議論をすすめており、その内容については透明性を確保するため公開しております。</p> <p>また、これまで評価を行ってきた事例を踏まえ、個別評価の中で積み重ねてきた評価の考え方を整理するとともに、科学技術等をその体系の中に整合的に取り込むため、安全性評価基準を補完する技術的文書（仮称）を作成することとしています。</p> <p>引き続き遺伝子組換え食品等専門調査会での議論を踏まえ、安全性評価基準等の整備を進めて参ります。</p> <p>なお、現在作成されていない分野に関する遺伝子組換え食品等の安全性評価に関するガイドラインについては、今後も必要に応じて整備及び見直しを進めて参ります。</p> <p>食品添加物の安全の確保については、食品添加物の基準や規格を定める厚生労働省と評価機関である食品安全委員会が連携して取り組んでおります。頂いたご意見については、具体的なリスク管理措置に関わるものであり、リスク</p>

<p><b>【第3 食品健康影響評価の実施 3「自ら評価」を行う案件の推進】</b>  <b>に関して</b></p> <p>食品安全基本法が制定され、貴委員会が発足して以降、食品添加物の指定に関して適切にリスク評価が行われ、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性評価が不十分なものも存在します。</p> <p>2021年度から開始された農薬の再評価制度のように、食品添加物についても国内外の最新の科学的知見を収集し、定期的に優先順位を設定したうえで、適切に評価するという一連の仕組みの構築を厚生労働省と協議してください。</p> <p>食品添加物の基準や規格を定める役割は厚生労働省ですが、厚生労働省と協議して対応を検討することは可能だと考えます。積極的な取り組みを要望します。</p>	<p>管理機関である厚生労働省にお伝えいたします。</p> <p>リスク管理機関における情報収集・分析に基づき、食品添加物の規格・基準を設定・変更しようとする場合には、食品健康影響評価を行う等、引き続き食品添加物の安全の確保に向けて、連携して取り組んでまいります。</p>
<p>3. 引き続きリスクコミュニケーションの充実を図り、国民が食品安全委員会をより身近に感じ、正しい情報を確実に得られるような工夫を行ってください。特に、いわゆる「健康食品」についての消費者のリテラシー向上のための取り組みや、近年、不安の声が上がり始めている、新規食品（培養肉等）についての情報提供をお願いします。</p> <p><b>【第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進 1 様々な手段を通じた情報の発信】</b> に関して</p> <p>2023年度運営計画（案）では、ホームページやSNSを含めた情報発信・リスクコミュニケーションについて、「対象者に応じた媒体・機会</p>	<p>デジタルを活用していない消費者とのリスクコミュニケーションについて、運営計画では、二次利用を意識した情報提供を行うこととしています。これは、報道、自治体、食品事業者、消費者団体等の方に、デジタル以外の手法も含めた様々な手法で、食品安全委員会の情報を活用して消費者に届けていただくことを想定しています。食品安全委員会としては対面で行う従来の手法も継続していくところですが、食品安全委員会の発信する科学的な情報をさらに普及するため、多くの皆様について</p>

<p>を活用する」といった文言に修正されるなど、引き続きリスクコミュニケーションにおけるデジタル化が進んでいます。一方で、食品安全は幅広い年代層の消費者が関係するものです。デジタルを活用していない消費者とも引き続きリスクコミュニケーションが図れるよう、従来の情報源も踏まえて選択肢を増やすよう一層の努力を求めます。</p> <p>また、いわゆる「健康食品」について、十分な理解をしないままに摂取することによるリスク等についての理解を広げることが求められています。消費者の周りには、機能性表示食品をはじめとする多種多様な「健康食品」が存在し、幅広い世代が気軽に摂取している一方で、その正しい使い方やリスクについて学ぶ機会が少なく、健康被害が発生しています。一つでも多くの健康被害を減らすため、貴委員会の公式ホームページやSNS等も活用し、分かりやすく丁寧なリスクコミュニケーションを行ってください。</p> <p>特に「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者にとって有用な情報であり、広く周知されるべきです。この報告書やメッセージに関する冊子や情報の認知度の向上に努めてください。また、必要に応じて、厚労省、消費者庁、地方自治体や消費者団体等と連携を図り、重点的に進めてください。</p> <p>さらに、現在国民の代替たんぱく質（培養肉等）への関心が高まってきています。貴委員会では、情報収集や調査事業を行っていること承知しております。リスク評価機関として、食品の安全確保のため、国際機関や諸外国のリスク評価の手法や動向についても調査を進め、その結果</p>	<p>ご協力いただけますよう努めます。</p> <p>「健康食品」については、YouTubeに5本の動画を公開しているほか、令和4年度に報道関係者向け、一般向けと2回意見交換会を行ったところです。また、講師派遣としても3回行っています。このうち1回は消費者庁が自治体と共催する意見交換会への講師派遣となっています。</p> <p>これからも、関係省庁のみならず、消費者団体等を含めた様々な関係者と連携を図りながら取組を進めます。</p> <p>新規食品（培養肉等）については、令和3年度に、代替たんぱく質の安全性評価手法の検討に資するため、培養肉、昆虫食、昆虫由来飼料、その他代替たんぱく質食品に関する知見の収集及び整理を行う調査事業を行ったほか、米国食品医薬品庁（FDA）やドイツ連邦食糧農業省（BMEL）の培養肉に関する情報等、海外の情報を提供しています。引き続き情報収集を行うとともに、より分かりやすい情報提供に努めます。</p>
---	--

	を消費者や事業者に分かりやすく情報提供してください。	
3	1. 「最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。」とありますが、主に申請者が提出した資料に基づいて評価している限り、「客観的かつ中立公正な評価」などできるはずがない。第三者の作成した資料に限定して評価すべき。	農薬や食品添加物など企業等からの申請を受けて行う食品健康影響評価においては、企業等申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果等も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。
	2. 委員会の委員は過去3年間一定上の金品を企業から受け取っていると、原則なれないことになっているが、基準がゆるく、それぞれで年間99万円であれば、合計で900万円近く企業から受け取っていても委員になって審査できるのは異常。本来、ゼロ円でなければならないが、百歩譲っても一桁減らすべき。株式5%以上というのも緩すぎる。一株でも保有していたら?とすべき。	食品安全委員会の委員及び専門委員の利益相反に関する取扱いについては、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に定めています。御意見を頂きました基準については、平成24年に、「海外の主要なリスク評価機関等や国内の主な機関等における利益相反規定の有無及び内容に関する調査」（平成22年食品安全確保総合調査事業）の調査結果を踏まえ、国内の学会等での規程を参考に当該基準の規定を見直し、決定したものです。食品安全委員会における調査審議の中立性・公正性の確保は重要であり、御指摘の点を含め、必要な検討を行ってまいります。
	3. 委員に就任する際には、「該当しない」という誓約書では不十分で、基準ごとの数字を明確にした上で、一般にも公表すべき。	

※いただいたものをそのまま掲載しています。

5. いただいた意見・情報を踏まえた修正箇所

修正箇所※	食品安全委員会第894回会合資料（変更後）	食品安全委員会第887回会合資料（変更前）
6頁 第6 1（2）①	委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、食品安全委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebook の拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。	食品安全委員会をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、食品安全委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebook の拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。

※修正箇所は、第894回会合資料における頁